## 自動車と税金

## 自動車に関する税金については、次のようになります。

	自動車を取得し	た場合
--	---------	-----

○ 自動車税環境性能割 (県税)	 	の燃費性能等に応じて取
軽自動車税環境性能割(市町村税)	得時にかかります。	(取得価額の0~3%)

○ 消費税(国税及び県税)・・・・・・・・・・ 購入価格の10%

## 自動車を所有している場合

排気量などに応じて段階的に分かれます。 ○ 自動車税種別割(県税)・・・・・・・・・・・

軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車 ○ 軽自動車税種別割(市町村税)・・・・・・・・ 等に課税されます。

車検などの際に自動車の重量等に応じて税率 

が定められ、課税されます。

## 走行する場合

主に自動車の燃料に用いられるガソリンにかか ○ 揮発油税 (国税)・・ る税金で、1リットルあたり48円60銭です。

主に自動車の燃料に用いられるガソリンにか

かる税金で、納税する人は揮発油の製造者も ○ 地方揮発油税(国税)

しくは、揮発油を外国から輸入してきた場合

は輸入者となります。

税率は、1リットルあたり5円20銭です。

ディーゼル車両の燃料等に用いられる軽油にか ○ 軽油引取税(県税)

かる税金で1リットルあたり32円10銭です。

LPガス(石油ガス)に対して課税し、揮発油 ○ 石油ガス税(国税)

税や軽油引取税と均衡のとれた税負担を実現 しています。石油ガス税の税率は、LPガスの

質量に対して設定されています。

税率は1kgあたり17円50銭です。

○ 消費税(国税及び県税)・・・・・・ ・・・・・・ 燃料購入価格の10%